

簡易水道等料金表

(令和元年10月1日より)

簡易水道4施設

(上積翠寺町洞、平瀬町平瀬、高成町高成、古関・梯町)

小規模水道施設5施設

(黒平町上黒平、昇仙峡通り、黒平町下黒平、御岳町、草鹿沢町)

用途	料金(1か月につき)(税込)	備考
一般用(定住)	1,100円	定額制
一般用(非定住)	550円	定額制
営業用φ13	1,650円	定額制
営業用φ20	2,200円	定額制
営業用φ25	3,300円	定額制
営業用φ40	4,400円	定額制

猪狩町小規模水道

料金(2か月につき)(税込)		備考
基本料金 (30m ³ まで)	水量料金 (30m ³ から1m ³ 増す毎に)	従量制のため用途適用なし
1,100円	22円	

※定住とは、給水区域に住居を構え、居住している者。

※非定住とは、定住以外の者。

※一般用とは、営業用以外の用途に簡易水道等を使用する場合。

※営業用とは、事業所、飲食店、娯楽場等の営業用で簡易水道等を使用する場合。

※定額制とは、使用水量に関係なく、1か月単位の料金。

※従量制とは、定額制とは異なり、基本料金と30m³以上お使いになる場合は、使用した水量に応じてかかる料金。

※隔月ごとに料金を調定し、偶数月の20日(土日祝日の場合は翌日)が納付期限です。